

V 保健事業

1 保健事業実施計画（2期計画）の概要

(1) 計画の趣旨

近年、健康診査の結果や診療報酬明細書等の電子化の進展、国保データベースシステム等の整備により、健康や医療に関する情報を活用して被保険者の健康課題の分析や保健事業の評価等を行うための基盤整備が進んでいます。

保健事業実施計画（2期計画）は、健康・医療情報等を活用しながらPDCAサイクルに沿って効果的、効率的に保健事業を実施することにより、高齢者の健康の保持増進、生活の質の維持向上を図るとともに、医療費の適正化等を通じて、後期高齢者医療制度の持続的な安定運営を目指し策定しています。

(2) 計画の位置づけ

「21世紀における第2次国民健康づくり運動（健康日本21（第2次）」）に示された基本方針を踏まえるとともに、栃木県健康増進計画「とちぎ健康21プラン（2期計画）」、「栃木県医療費適正化計画（3期計画）」、栃木県高齢者支援計画「はっらっプラン21（7期計画）」及び市町で策定している健康増進計画等との調和を図り策定しています。

(3) 計画期間

平成30（2018）年度から令和5（2023）年度までの6か年としています。

(4) 計画の中間評価・見直し

計画の中間年に当たる令和2年度において、各保健事業の目標達成状況や取組成果を検証し、中間評価を行った上で見直しを行いました。

また、広域連合が高齢者保健事業を行うに当たっては、市町が実施する国民健康保険事業及び地域支援事業と一体的に実施するものとする国の新たな指針を踏まえ、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施について計画に反映しました。

《健康課題等と目的・目標の設定》

保健事業実施計画では、現状分析から健康課題等をまとめ、目的を設定して施策の整理を行っています。目的を達成するための施策として6つの項目を掲げ、それぞれに目標（成果指標）を設定し、その進捗状況を評価することで、保健事業の具体的な実施内容の検討等に活用しています。

《施策及び健康課題等》

健康課題等を①～⑬にまとめ、これらを(1)～(6)の施策に整理し、目的である「健康寿命の延伸と後期高齢者医療制度の安定運営」の達成に取り組んでいます。

(1) 生活習慣病重症化予防対策の推進

- ①慢性腎不全患者数の減少
(人工透析導入者出現率の減少)
- ②脳梗塞患者数の減少
(脳梗塞年齢調整死亡率の減少)
- ③循環器疾患による死亡率の減少
(心疾患年齢調整死亡率の減少)

(2) フレイル対策の推進

- ④骨折患者数の抑制
(骨折入院医療費構成比の抑制)
- ⑤肺炎患者数の減少
(肺炎入院医療費構成比の減少)
(肺炎年齢調整死亡率の減少)
- ⑥筋骨疾患による要介護(要支援)者数の抑制
(要介護者の筋骨疾患割合の抑制)

(3) 健康診査の実施

- ⑦健康診査受診率の向上
(受診率の向上)
- ⑧歯科健康診査実施市町数の増加
(実施市町数の増加)

(4) 医療費適正化の推進

- ⑨重複・頻回受診者への相談・指導による改善割合の増加
(改善割合の増加)
- ⑩重複・多剤服薬者への対応の推進
(事業の推進)
- ⑪ジェネリック医薬品の使用促進
(使用率の増加)

(5) 市町・被保険者の主体的な取組への支援

- ⑫被保険者の主体的な健康づくりの機会拡大
(複数事業実施市町数の増加)

(6) 高齢者の特性を踏まえたきめ細かな支援の実施

- ⑬ 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施の推進 (実施市町数の増加)

【目的】
健康寿命の延伸と
後期高齢者医療制度の安定運営

※カッコ内は目標

2 生活習慣病重症化予防事業

(1) 目的

健康診査の結果及びレセプトデータから、生活習慣病が重症化するリスクが高いにもかかわらず医療機関未受診である者に対し、生活習慣病の重症化を予防するため、受診勧奨等を実施し当該被保険者の生活の質の維持及び向上を図るとともに、医療費の適正化に資することを目的とします。

(2) 対象者選定基準

健康診査の結果が次のいずれかに該当する医療機関未受診者

- ・ 空腹時血糖 140mg/dL（随時血糖 200mg/dL）以上又は HbA1c7.4%以上
- ・ 尿蛋白（2+）又は eGFR40mL/分/1.73 m²未満
- ・ 収縮期血圧 160mmHg 以上又は拡張期血圧 100mmHg 以上
- ・ LDL180mg/dL 以上又は中性脂肪 500mg/dL 以上
- ・ GOT101IU/L 以上又は GPT301IU/L 以上又は γ -GTP301IU/L 以上
- ・ 血色素が男性 10.1g/dL 未満、女性 9.1g/dL 未満
- ・ 尿酸が 9.0mg/dL 以上
- ・ 上記に該当する者のほか広域連合と市町が協議して必要と認めた被保険者

(3) 実施結果

令和4年度は、アンケートを含む文書による受診勧奨を実施するとともに、勧奨後に医療機関を未受診の者に対して再勧奨を実施しました。

なお、アンケートの結果からフレイルの心配がある者や、アンケート未返信者で、医療機関未受診かつ腎機能の低下が心配される者については、情報提供による市町連携を図りました。

	実施人数	受診者数	受診率	市町連携人数	
				フレイル	腎機能低下
受診勧奨	118人	49人	41.5%	5人	7人

3 糖尿病重症化予防事業

(1) 目的

栃木県糖尿病重症化予防プログラムに基づき、糖尿病未治療者や治療中断者に対し、糖尿病発症や重症化、人工透析への移行を予防するため、受診勧奨等を実施し、当該被保険者の生活の質の維持及び向上を図るとともに、医療費の適正化に資することを目的とします。

(2) 対象者選定基準

栃木県糖尿病重症化予防プログラムに定める未治療者及び治療中断者

① 未治療者

次のいずれかの基準に該当するものの、最近1年間にレセプトにおける糖尿病受療歴がない者

- ・糖尿病重症化予防段階（健診データにて空腹時血糖 126mg/dL（随時血糖 200mg/dL）以上又は HbA1c6.5%以上）
- ・糖尿病性腎症重症化予防段階（上記基準に加え、尿蛋白(±)以上又は血清クレアチニン検査を行っている場合、eGFR60ml/分/1.73 m²未満）

② 治療中断者

次のいずれかの基準に該当するものの、最近1年間に健診受診歴やレセプトにおける糖尿病受療歴がない者

- ・過去に糖尿病治療歴がある者
- ・過去3年間程度の健診データにて空腹時血糖 126mg/dL（随時血糖 200mg/dL）以上若しくは HbA1c6.5%以上が確認されている者

③ 上記に該当する者のほか広域連合と市町が協議して必要と認めた被保険者

(3) 実施結果

令和4年度は、アンケートを含む文書による受診勧奨を実施するとともに、勧奨後に医療機関を未受診の者に対して再勧奨を実施しました。

また、再勧奨後においても医療機関を未受診である者に対しては、訪問又は電話による面談を実施しました。

なお、アンケートの結果からフレイルの心配がある者や、治療中断者で過去5年間の服薬歴がない者については、情報提供による市町連携を図りました。

	実施人数	面談実施人数	受診者数	受診率	市町連携人数	
					フレイル	服薬歴無
糖尿病重症化予防	22人	2人	9人	40.9%	0人	
内 糖尿病性腎症重症化予防	5人	1人	3人	60.0%	0人	
治療中断者	116人	3人	53人	45.7%	6人	4人

4 フレイル対策事業

(1) 目的

フレイルの概念及び予防の重要性を高年齢者及び高齢者にかかわる専門職等に周知するとともに、効果的な保健事業を先行的に実施することで市町の体制づくりを支援し、高齢者の生活の質の向上を図ることを目的とします。

(2) 実施状況

① フレイルの概念の普及・啓発

令和4年度は、フレイル（低栄養）予防について広報誌及びホームページに記事を掲載し、フレイルの概念の普及・啓発に努めるとともに、フレイル対策の連携のため、市町の高年齢者保健事業担当者及び栃木県フレイル予防指導者向けの研修会を開催しました。

② フレイル対策保健事業

a 対象者選定基準

- ・令和3年度健康診査結果においてBMIが20以下の者で、令和2年度から2kg以上体重が減少している低栄養者
- ・上記に該当する者のほか広域連合と市町が協議して必要と認めた被保険者

b 実施結果

令和4年度は、対象者へアンケートを含む通知を送付の上、委託先である栃木県栄養士会の管理栄養士により、訪問又は電話による相談・指導を実施しました。

また、アンケート及び保健指導の結果、フレイルの心配がある者については、情報提供による市町連携を図りました。

対象 人数	保健指導 実施人数	改善 人数	改善 割合	市町連携人数	
				アンケート	保健指導
353人	53人	15人	28.3%	16人	4人

<改善効果判定基準>

保健指導の前後における後期高齢者の質問票（下記の4項目）の回答結果に変化が見られた者を改善ありと判定しています。

- ①「あなたの健康状態はいかがですか」
- ②「1日3食きちんと食べていますか」
- ③「お茶や味噌汁等でむせることができましたか」
- ④「6か月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか」

5 健康診査事業

(1) 目的

フレイル等の高齢者の特性を踏まえた健康状態を総合的に把握するとともに、生活習慣病を早期に発見して重症化を予防し、健康の保持・増進、生活の質の維持・向上を図ることを目的とします。

(2) 実施状況

実施にあたっては、被保険者の利便性を考慮し、広域連合が全ての市町に委託して行っています。

(3) 検査項目

「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」第1条第1項第1号から第9号まで（腹囲の検査は除く。）に規定する項目に準じ、下記の項目について実施しています。

また、フレイル等の高齢者の特性を踏まえた健康状態を把握するための「後期高齢者の質問票」を用いた問診を、併せて実施しています。

区 分	検査項目
質問項目	服薬・既往歴・生活習慣に関する項目、自覚症状等
身体計測	身長、体重、BMI、血圧
理学的検査	理学的所見（身体診察）
血液化学検査（脂質）	中性脂肪、HDL・LDLコレステロール
肝機能検査	AST（GOT）、ALT（GPT）、 γ -GT（ γ -GTP）
血糖検査※	空腹時血糖、ヘモグロビンA1c、随時血糖
尿検査	尿糖、尿蛋白

※空腹時血糖、ヘモグロビンA1c、随時血糖のいずれかを実施する。

(4) 受診率の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受診者数	59,063人	66,056人	72,666人
受診率	25.7%	28.4%	30.2%
全国平均（厚労省資料）	29.4%	30.7%	31.0%

6 歯科健康診査事業

(1) 目的

歯・歯肉の状態や口腔内の衛生状態に問題がある高齢者や、口腔機能の低下の恐れがある高齢者をスクリーニングし、詳しい検査や治療等につなげることで、口腔機能の維持・向上、全身疾患の予防等を実現することを目的として、年度内1回無料で実施しています。

(2) 実施状況

実施にあたっては、被保険者の利便性を考慮し、広域連合が市町に委託して行っています。実施市町数は年々増加しており、令和4年度は25市町中19市町で実施されました。

検査内容	実施市町
基本項目のみ	佐野市、日光市、真岡市、矢板市、那須烏山市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町
口腔機能評価含む	宇都宮市、足利市、栃木市、鹿沼市、小山市、下野市、那須町

(3) 検査項目

① 基本項目（必須）

「歯牙の状態」、「口腔清掃状態」、「歯周組織の状況」

② 口腔機能評価（必要に応じて実施）

「咀嚼機能」、「舌・口唇機能」、「嚥下機能」

(4) 受診率等の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受診者数	1,397人	1,206人	1,911人
受診率	4.74%	4.33%	5.63%
実施市町数	16	17	19

7 重複・頻回受診者相談・指導事業

(1) 目的

被保険者の健康管理に係る意識の向上を図り、医療機関等への適正受診を促進することにより、医療費の適正化を推進することを目的として、保健師等が電話等による健康相談・助言を行っています。

なお、令和4年度は、広域連合保健師により、対象者へアンケートを含む通知及び電話による相談・指導を実施しました。

また、アンケート及び保健指導の結果、フレイルの心配がある者については、情報提供による市町連携を図りました。

(2) 対象者選定基準

① 重複受診者

同一疾病により複数の医療機関等に2か月以上継続して受診している者で、投薬・注射・処置等治療の重複がある者（医療機関からの紹介及び検査のための重複受診は除く。）

② 頻回受診者

1か月における同一医療機関等への受診した日数が、2か月以上継続して15日以上ある者（人工透析、リハビリテーション及び関節注射等による受診は除く。）

(3) 実施結果

年度	対象区分	実施人数	改善人数①	改善割合	1か月あたりの効果額 ② [医療費ベース]	1人あたりの効果額 ②/① [医療費ベース]	市町連携人数
元	重複	12人	3人	25.0%	83,874円	27,958円	—
	頻回	14人	7人	50.0%	19,840円	2,834円	—
2	重複	15人	4人	26.7%	37,473円	9,368円	—
	頻回	21人	6人	28.6%	21,027円	3,505円	—
3	重複	32人	10人	31.3%	249,707円	24,971円	7人
	頻回	40人	16人	40.0%	216,617円	13,538円	4人
4	重複	10人	7人	70.0%	8,028円	1,147円	2人
	頻回	4人	1人	25.0%	184円	184円	1人

<改善効果判定基準>

指導前3か月間の受診状況と指導後3か月間の受診状況を比較し、次のいずれかに該当した場合を効果ありとしています。

- ・選定基準に該当しなくなった。
- ・診療報酬請求額に減額が見られた。

8 重複・多剤服薬者相談・指導事業

(1) 目的

多剤・重複投薬の現状を把握し、被保険者や関係者に正しい服薬の知識を周知するとともに保健師等が相談・指導を実施することで必要な保健指導や福祉サービス等の情報提供を行うことができるよう保健指導の体制を構築することを目的とします。

なお、令和4年度は、広域連合保健師により、2市町に対し文書指導及び訪問相談・指導、20市町に対し文書指導を実施しました。

また、実施の結果、継続した支援が必要と判断された者については、情報提供による市町連携を図りました。

(2) 対象者選定基準

同一の効能・効果がある薬剤を複数の医療機関で2か月以上処方されている者かつ1か月につき6剤以上処方されている者

(3) 実施結果

区分	実施人数	改善人数	改善割合	市町連携人数
訪問相談・指導 (文書指導含む)	6人	4人	66.7%	0人
文書指導	197人	97人	49.2%	5人

<改善効果判定基準>

指導前3か月間の受診状況と指導後3か月間の受診状況を比較し、診療報酬請求額に減額が見られた場合を効果ありとしています。

9 ジェネリック医薬品普及・啓発事業

(1) 目的

ジェネリック医薬品の普及促進を強化し、被保険者の負担軽減及び医療保険財政の健全化を図ることを目的とします。

(2) 実施状況

① ジェネリック医薬品希望カード配付事業

令和4年度は、月次年齢到達者及び年次更新の被保険者証に同封するとともに、市町窓口を設置し啓発に努めました。

② ジェネリック医薬品利用差額通知事業

処方された先発医薬品をジェネリック医薬品に変更した場合、一定金額以上の負担軽減の可能性がある方へ、参考として年2回通知しました。

- ・通知対象者数 令和4年8月：21,605人、令和5年2月：11,177人
- ・抽出条件 令和4年5月・11月調剤分で、投薬期間が1日以上、変更した際の差額が1薬剤あたり100円以上
- ・効果測定 年換算で約3,900万円の削減（令和4年9月から令和5年2月までの調剤分において通知対象の先発医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた者に係る薬剤費）

10 医療費通知事業

(1) 目的

被保険者の方に、医療機関等で受けた診療の内容を確認し、健康や医療に対する理解を深めていただくことを目的に実施しています。

(2) 実施状況

令和4年7月発送 (令和3年12月～ 令和4年3月診療分)		令和4年11月発送 (令和4年4月～ 7月診療分)		令和5年2月発送 (令和4年8月～ 11月診療分)	
対象者数	発送数	対象者数	発送数	対象者数	発送数
258,842人	259,164通	262,637人	262,999通	267,042人	267,385通

11 レセプト点検

(1) 目的

広域連合では、診療報酬の審査支払及び2次点検業務を国保連合会に委託するとともに、局内において3次点検を実施し、医療費の適正化を図ることを目的として実施しています。

(2) 実施状況

令和4年度は、23,707件のレセプトを査定又は返戻しました。

<再審査請求の状況>

	区 分	① 審査請求		② 審査結果		割合(件数) ② / ①
		件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	
令和2年度	2次点検	48,716	10,302,079	21,966	179,014	45.09%
	3次点検	2,366	368,442	1,634	43,376	69.06%
	合 計	51,082	10,670,520	23,600	222,391	46.20%
令和3年度	2次点検	42,420	7,734,735	20,677	158,670	48.74%
	3次点検	2,316	366,189	1,872	62,014	80.83%
	合 計	44,736	8,100,924	22,549	220,684	50.40%
令和4年度	2次点検	39,583	7,345,208	21,953	210,674	55.46%
	3次点検	2,219	352,788	1,754	63,408	79.04%
	合 計	41,802	7,697,996	23,707	274,082	56.71%

1 2 療養費患者調査

(1) 目的

療養費（柔道整復師、あん摩・マッサージ指圧師等の施術に係るもの）の支給申請内容、受療状況等を調査し、支給の適正化を図ることを目的として実施しています。

(2) 実施結果

重複頻回の被保険者が多い施術所や不適切な申請が疑われる施術所等で受療した被保険者 618 人に対して文書による調査を実施しました。

（単位：人）

種別	調査対象者	回答者
柔道整復	575	482
あん摩・マッサージ	24	16
はり・きゅう	19	13
合計	618	511

1 3 長寿・健康増進事業

(1) 目的

市町が実施する高齢者の健康づくりを推進する事業等に対して、国の特別調整交付金（長寿・健康増進事業及び後期高齢者医療制度の保険者インセンティブ）を活用し、その取組を支援することにより、高齢者の特性を踏まえた多様な事業の実施を推進し、高齢者の健康の保持増進及び生活の質の維持向上を図ることを目的に実施しています。

(2) 事業実績

事業分類	交付市町
①健康診査等事業 （人間ドック等に係る事業含）	宇都宮市・足利市・栃木市・佐野市・鹿沼市・日光市・小山市・真岡市・大田原市・那須塩原市・さくら市・那須烏山市・下野市・上三川町・益子町・茂木町・市貝町・芳賀町・壬生町・塩谷町・高根沢町・那須町
②フレイル対策事業	足利市・鹿沼市・日光市・真岡市・下野市・上三川町・芳賀町・野木町・高根沢町・那須町・那珂川町

③その他高齢者の健康増進のため必要と認められる事業	栃木市・日光市・小山市・真岡市・大田原市・矢板市・那須塩原市・さくら市・那須烏山市・益子町・芳賀町・野木町・塩谷町・那須町・那珂川町
④健康診査等（追加項目）※1	宇都宮市・足利市・栃木市・佐野市・日光市・大田原市・矢板市・那須塩原市・さくら市・益子町・茂木町・芳賀町・壬生町・野木町・塩谷町・高根沢町・那須町・那珂川町
⑤健康教育・健康相談等（ヘルスポイント事業含）※1	宇都宮市・足利市・栃木市・佐野市・鹿沼市・大田原市・矢板市・那須塩原市・那須烏山市・益子町・茂木町・市貝町・芳賀町・塩谷町・高根沢町・那須町・那珂川町
⑥その他、被保険者の健康増進のために必要と認められる事業（はり・きゅう等利用費助成含）※1	宇都宮市・足利市・栃木市・佐野市・鹿沼市・日光市・小山市・真岡市・大田原市・さくら市・茂木町

※1 特別調整交付金のうち、長寿・健康増進事業に該当する事業

1 4 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施

(1) 目的

広域連合が実施する高齢者の保健事業について、国民健康保険保健事業及び介護保険制度の地域支援事業と一体的に実施することで、高齢者の身体的、精神的及び社会的な特性を踏まえ、効果的かつ効率的で被保険者の状況に応じたきめ細かな支援を行うことを目的としています。

(2) 実施状況

高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施は、令和2年度から開始された事業で、令和4年度は那須塩原市、那珂川町を除く23市町で実施されています。

(3) 実施内容

広域連合では、市町に委託して下記の業務を実施するとともに、市町が業務を実施するに当たり必要な支援を行っています。

<企画・調整等に関する業務>

- ①事業の企画・調整等
- ②KDBシステム等を活用した地域の健康課題の分析・対象者の把握
- ③医療関係団体等との連絡調整

< 高齢者に対する支援業務 >

① 高齢者に対する個別的支援

- ・ 低栄養防止・生活習慣病等の重症化予防の取組
- ・ 重複・頻回受診者、重複投薬等への相談・指導の取組
- ・ 健康状態が不明な高齢者の状態把握、必要なサービスへの接続

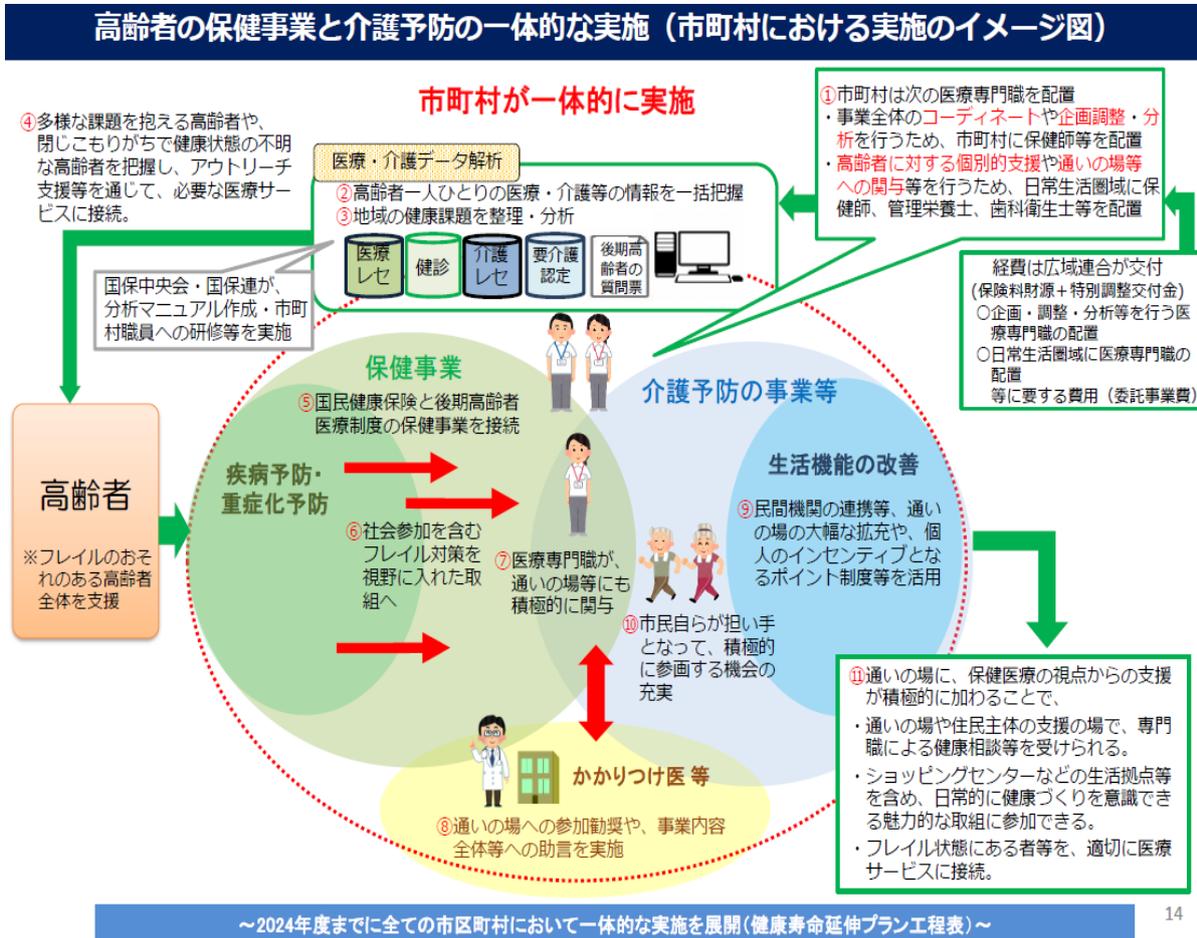
② 通いの場等への積極的な関与等

< 広域連合が実施する市町への支援 >

① 県内の健康課題の把握及び市町への情報提供

② 市町の事業の実施や評価を支援するための研修会の開催

③ 栃木県、栃木県国民健康保険団体連合会及び関係団体等との調整及び連携



15 健康づくり普及・啓発事業

(1) 目的

被保険者一人ひとりの健康づくりに関する意識を高めることを目的としています。

(2) 実施状況

① 健康づくり体験談募集事業の実施

運動・暮らし・生きがい等の健康法とその効果についての作文や運動・食事・趣味を通じた健康づくりに関する川柳を募集し、優秀作品は広域連合のホームページや広報紙等で周知紹介しました。

- ・ 募集期間 令和4年8月1日から9月30日
- ・ 対象者 後期高齢者医療制度に加入している本県の被保険者
- ・ 応募件数 作文 25件
川柳 51件
- ・ 優秀作品 作文 最優秀賞1件、優秀賞2件、佳作3件を表彰
川柳 最優秀賞1件、優秀賞2件、佳作3件を表彰

② A S P O 健康特集の発行

健康づくり体験談や健康食の紹介、高齢者の医療制度や保健事業についてのお知らせなどを掲載した新聞別刷を広報紙として発行し、被保険者やその家族に健康に関する情報を広く周知しました。

- ・ 発行日 令和4年8月1日（月）
- ・ 発行部数 29万部
- ・ その他 4,000部を県内市町窓口等に配布

1 6 市町及び関係機関との連携による取組

(1) 目的

市町、栃木県、栃木県国民健康保険団体連合会及び関係機関と連携し、保健事業を効果的に進めることを目的として実施しています。

(2) 実施状況

① 高齢者保健事業推進協議会の開催

- ・ 協議会（5月・1月）
- ・ 個別検討会（5月・6月・1月）

② 高齢者保健事業担当者連絡会議の開催（9月・2月）

※ 県及び国保連合会と共催

③ 市町ヒアリング（一体的実施に関する取組支援等）の実施

- ・ 宇都宮市、栃木市、佐野市、鹿沼市、大田原市、那須塩原市、益子町、芳賀町、壬生町、高根沢町、那須町、那珂川町